

村立施設における感染防止対策の指針

令和2年6月22日

鶴 居 村

趣 旨

- ・ 本指針は、村立施設における新型コロナウイルスの感染を防止するため、施設管理者及び施設利用者が取り組む基本的事項をまとめたものである。
- ・ 村立施設の使用にあたっては、以下の徹底した感染防止対策を講ずるものとする。

1 施設管理者が実施する事項

(3つの「密」の防止)

- ・ 「3つの密」を徹底的に避けるため、「ソーシャルディスタンス」の取組を実施する。
- ・ 入口、展示室等は、十分な間隔をとり、立ち位置を表示する。
- ・ 座席等がある場合は、十分な間隔を空け（四方を空けた席配置等）対面しないよう利用させる。
- ・ 座席等を使用させないところに、「ソーシャルディスタンス」などを表示する。
- ・ 公園等の場合は、十分な間隔をとるための工夫をする。
- ・ 施設内（室）において、人との間隔を、できるだけ2m（最低1m）とれる最大入場人員を把握し、この人数を超える場合は、入場制限を実施する。（入場制限の可能性があることを、事前に周知する。）

なお、入場制限を実施した場合は、待ち時間が長時間にならず、かつ、間隔を空けて順番待ちができるよう努めるなどの対応を行う。

- ・ 外気を取り入れるため、定期的に換気を実施する。（可能であれば、2つの方向の窓を同時に開ける）
- ・ 利用者が集まりそうな場所を特定し、分散させるための工夫（案内役のスタッフの配置など）を行う。

(飛沫感染、接触感染の防止)

- ・ 施設職員に対しては、マスクの着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行を図る。
- ・ 施設内の座席・器具など共有物は、定期的に消毒を実施する。
- ・ 利用者に対面する場合（入場料徴収、売店など）は、ビニールシートなどで仕切を設置する。

(業種別のガイドライン等の取組)

- ・ 上記の対応に加え、内閣官房のホームページで示されている業種別のガイドラインを踏まえ、必要な感染防止対策を徹底する。
- ・ 感染防止対策の取組を可視化するため、「『新北海道スタイル』安心宣言」などを掲示する。

(施設利用者への協力依頼)

- マスクをしていない利用者へのマスクを用意する。(可能な範囲で対応)
- 入口に消毒液を設置し、利用者に手指の消毒を要請する。
- 非接触型体温計などにより、検温・体調管理を行う。
- 大声での会話を行わないよう呼びかけを行う。(声援などは控える)
- 業種別のガイドラインに基づき、利用者の氏名及び緊急連絡先を把握し、利用者名簿を作成する。

2 施設利用者へお願いする事項

- 発熱又は風邪の症状がある者や、体調不良の利用者の入場を制限する。
- 症状がなくてもマスクを着用する。
- 入場時に手指の消毒をする。
- 咳エチケットや手洗いをする。